

報道関係者 各位

令和8年8月19日

【照会先】

労働基準局 労働条件政策課

労働時間特別対策室

室長 小林 孔

室長補佐 嶋田 憲嗣

労働基準局 監督課

課長 西海 国浩

課長補佐 新井 敬大

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5246)

(直通電話)03(3595)3202

時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導を見直します

今般、日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2026（同日閣議決定）において、「36協定の締結や柔軟な労働時間制度の活用について、よろず支援拠点等との連携を強化しつつ、「働き方改革推進支援センター」や労働基準監督署による相談支援の充実を速やかに実施する」、「労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意にのっとりた指導が行われるよう速やかに見直す。」などとされたことを踏まえ、本年9月1日より、全国の働き方改革推進支援センター及び労働基準監督署において以下の取組を行うこととしますのでお知らせします。

1. 36協定の締結等に関する相談・支援の充実

全国の働き方改革推進支援センターに、36協定や特別条項の締結や柔軟な労働時間制度の活用を支援する「専門相談窓口」を設けます。また、働き方改革推進支援センターと労働基準監督署（労働時間相談・支援班）とのチームにより、36協定や特別条項の締結に関するアウトリーチ型の訪問支援を行います。

さらに、よろず支援拠点や商工会議所等との連携を強化し、労務相談のみならず、経営課題の相談にも対応できるような体制を構築します。

【参考】労務管理の「困った!」を解決 私たちが重点的にサポートします（リーフレット）

2. 労働基準監督署における対応の見直し

時間外・休日労働時間数のみに着目して1か月45時間以内への削減を求める一律の指導を見直し、各事業場が36協定で定める健康及び福祉を確保するための措置の実施状況を重点的に確認し、確認した状況に応じた必要な指導を行うこととします。なお、個々の事業場の実態を踏まえて、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行います。

労務管理の「困った！」を解決 私たちが重点的にサポートします

36協定の
書き方・結び方が
分からない

労働時間の
ルールが複雑で
よく分からない

自社の実態に
合った
社内規程を
作りたい

労働基準監督署
の届出に
必要な書類や
届出方法を
知りたい

\\ 私たちにご相談ください //

働き方改革推進支援センター

社会保険労務士等の専門家が、
労務管理の実務に関するご提案を
中心に支援します



柔軟な労働時間制度
の導入に関する相談



中小企業事業主向け
助成金の相談



働き方改革特設サイト内
相談窓口一覧

ご連絡はこちらから

労働時間相談・支援班

労働基準監督署の職員が、
労働時間に関する法令のご説明を
中心に支援します



労働時間制度全般の
法令・解釈の説明



自社の実態を踏まえた
36協定の締結・届出の
説明



全国労働基準監督署の
所在案内

私たちが
無料で
支援します！



さらなる経営改善を目指す方は・・・

よろず支援拠点

中小企業診断士等が支援します



新たな顧客獲得・
売上拡大に向けた支援



経営改善計画策定へのアドバイス、
資金繰り改善や事業再生など経営
改善に向けた支援

ご連絡は
こちらから
支援拠点一覧



お気軽にご相談ください



お悩みに応じた
アドバイス・支援機関へ
のお取次ぎを行います